(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県鹿屋市役所

人事異動

内閣

（国土交通省大臣官房付）　国土交通事務官　石井喜三郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（外務省大臣官房審議官（経済外交担当大使））外務事務官　片上　慶一

（農林水産省大臣官房国際部長）農林水産事務官　坂井　眞樹

（経済産業省通商政策局長）経済産業事務官　佐々木伸彦

（財務省関税局長）財務事務官　柴生田敦夫

（外務省経済局長）外務事務官　八木　毅

（農林水産省大臣官房総括審議官（命）国際担当）農林水産事務官　山下　正行

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（外務省経済局国際貿易課サービス貿易室長（併）経済局経済連携課）外務事務官　内田　浩行

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　宇野　雅夫

（外務省北米局北米第二課長）外務事務官　大鶴　哲也

（経済産業省通商政策局国際経済課長（併）大臣官房国際経済プロジェクトチーム長代理（併）大臣官房世界経済情勢対応プロジェクトチーム付）経済産業事務官　金子　知裕

（農林水産省大臣官房参事官）農林水産事務官　幸田　淳

（経済産業省通商政策局経済連携課国際戦略情報分析官（経済連携担当）（併）通商政策局経済連携課経済連携調査官）経済産業事務官　関沢　洋一

（外務省経済局経済連携課長）外務事務官　林　禎二

（農林水産省大臣官房国際部国際経済課長）農林水産事務官　水野　政義

（経済産業省通商政策局通商機構部長（併）大臣官房国際経済プロジェクトチーム長（併）大臣官房農業産業化支援プロジェクトチーム付（併）大臣官房グローバル経済室長）経済産業事務官　宗像　直子

（経済産業省通商政策局米州課長（併）大臣官房農商工連携プロジェクトチーム付（併）大臣官房世界経済情勢対応プロジェクトチーム付（併）大臣官房国際経済プロジェクトチーム）同　矢作　友良

（経済産業省通商政策局経済連携課長（併）大臣官房世界経済情報対応プロジェクトチーム付（併）大臣官房農業産業化支援プロジェクトチーム付）同　渡辺　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（以上二十三年十二月二十六日）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　栗島　明康

内閣官房ＰＦＩ法改正法案等準備室長を命ずる（内閣官房内閣参事官（同））同　上田　洋平

内閣官房ＰＦＩ法改正法案等準備室参事官を命ずる（以上二十三年十二月二十七日）

中村　祐輔

願に依り内閣官房医療イノベーション推進室長を免ずる（二十三年十二月二十八日）

（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））内閣事務官　髙島　哲夫

任期の満了により平成二十三年十二月三十一日限り退職した（二十三年十二月三十一日）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　佐藤　正一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

内閣官房国家戦略室室員を免ずる（一月一日）　松本洋一郎

内閣官房医療イノベーション推進室長に任命する（特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室長）経済産業事務官　鎌田　篤

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を免ずる（以上一月四日）

人事院

（企画法制課上席企画専門官）　役田　平

辞職を承認する

人事院総裁秘書官に任命する（一月十日）

官庁報告

文教

日本学士院会員候補者の推薦について

日本学士院は、日本学士院会員選定規則第2条の規定により、平成23年12月12日開催の第1054回総会において、下記により日本学士院会員の補充を行うことを決定しました。したがって会員候補者を推薦される場合には、選定規則（抄録）を参照の上、必要書類（正副2通、A4判）を取り揃え、期間内に本院に御提出ください。

平成24年1月11日　日本学士院長　久保　正彰

記

1．各部、各分科において補充すべき会員の数

第1部（人文科学部門）

第1分科（文学・史学・哲学）　2名以内

第2分科（法律学・政治学）　2名以内

第3分科（経済学・商学）　3名以内

第2部（自然科学部門）

第5分科（工学）　1名以内

第7分科（医学・薬学・歯学）　1名以内

計　9名以内

2．書類の提出期間　平成24年1月12日から2月29日まで（消印有効）

3．書類の送付先　〒110−0007　東京都台東区上野公園7−32　日本学士院

4．必要書類

(1)　推薦書（別記様式）

(2)　履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）

(3)　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

(4)　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

5．その他

日本学士院ホームページ　http://www.japan-acad.go.jp/

法務省

○定年退官

高知区検察庁副検事井上滿は、検察庁法第二十二条の規定により一月六日限り定年退官

皇室事項

御見舞電報及び御答電

天皇陛下の御入院に際し、次の外国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ポルトガル国大統領閣下

アフガニスタン国大統領閣下

サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王

タイ国国王陛下